

子どもの様子

- ・体に不自然なあざがある
- ・衣類がひどく汚れていたり破れていたりしている
- ・季節に合わない服装をしている
- ・いつも元気がなく、感情を表に出さない
- ・身体の発育・発達の遅れがある
- ・家に帰ろうとせず、うろろしている
- ・性的なことにひどく反応する
- ・態度に落ち着きがない

こんなサイン 見逃さないで

- ・子どもの扱い方に不自然さがある
- ・たびたび保育所(園)や学校を休ませる
- ・子どもを残して長時間外出する
- ・子どもの寝具や衣類などを清潔に保つ配慮がない
- ・健康状態に注意を払わず、受診を勧めても拒否する
- ・育児や教育について、極端な自己流の考え方を押しつける
- ・発達にそぐわない厳しいしつけや過度の期待、行動制限をする

保護者の様子



虐待について関心を

～家庭児童相談室から～

昨年度相談室に寄せられた相談のうち、約5%が虐待についての相談でした。四つのケースの中では、ネグレクトが目立ちますね。虐待は、「しつけの一環」「家庭の方針」などで済まされてしまつ場合もあり、表面化しにくいものです。でも、児童虐待についての

報道が取りざたされるようになってから、関心を持つてくれる人は多くなりました。通報を受けて児童相談所が調査した中には、親子を分離させる必要があるケースも。「おや？」と思つたときには連絡してください。

また、市内には児童相談所をはじめ、専門の相談機関が充実しています。虐待についてだけでなく、家庭や子育ての悩み全般についてご相談ください。話すだけで楽になることもありますよ。

疑ってみることが 早期発見の鍵

児童虐待は家庭内で起こっているため、なかなか表に出てこない場合があります。「おかしいな?」「変だな?」と感じることが、児童虐待の早期発見につながります。地域の中で、子どもや保護者に上図のような不自然な様子や行動があれば、「虐待では?」と疑ってみてください。

気付いたら連絡を 相談も受けます

地域の中では、もし、虐待を発見したときには、下表の連絡・相談機関へ連絡してください。虐待かどうか分からない場合でも、連絡があれば専門機関が調査をします。連絡した人のプライバシーは厳守します。

また、虐待をする保護者の中には、いけないと分かっているのに子どもに手を上げてしまう人もいます。子育てのストレス、夫婦間の問題、経済的な問題などその原因はさまざまです。困ったときは一人で悩みを抱え込まず、身近な人に相談しましょう。なお、下表の機関でも受け

防止活動を進める ネットワーク会議

本市では、児童虐待の予防・早期発見・対応などを行うための体制づくりを目的として、九月に地域の関係機関・団体の代表者で構成される児童虐待防止ネットワーク会議を設置しました。今後、児童虐待に関する情報交換や児童虐待防止マニュアルの作成・配布などの活動を行います。

問い合わせは児童家庭課
890 6277へ。

連絡・相談機関	電話番号
児童家庭課家庭児童相談室	223-4148
保健センター	223-8844
前橋保健福祉事務所(県中央児童相談所)	261-1000
(1) こども家庭110番	263-1100
(2) 24時間フリーダイヤル	0120-783-884
前橋警察署生活安全課	252-8991
前橋東警察署生活安全課	243-8989
法務局(子ども人権110番)	243-0760
民生・児童委員、主任児童委員、保育所(園)、幼稚園、小中学校、医療機関などでも連絡・相談できます。	

付けています。また、本紙では毎月1日号で各種相談を紹介しています。ご覧ください。